

七尾市能登半島地震支援融資 信用保証料補助金

災害からの事業再建に取り組む事業者が借入する際に発生する信用保証料を補助します

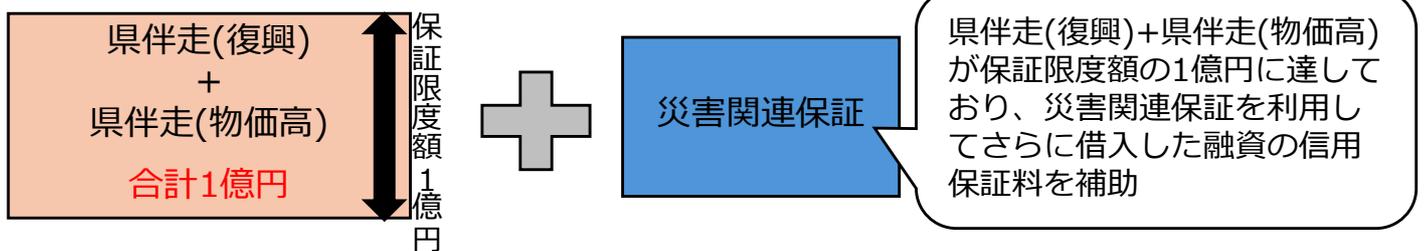
■ 補助対象者

以下に掲げる要件をすべて満たす者。

- (1)七尾市内に本店登記地を有する法人又は住所を有する個人事業主
- (2)物価高騰対策等総合支援特別融資保証制度及び令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証制度を利用して実行された融資の合計額が保証限度額に達している者
- (3)市税の滞納がない者

■ 対象費用

補助対象となる費用は、令和6年能登半島地震の激甚災害指定に伴う災害関連保証を利用して実行された融資への信用保証料。



※県伴走(復興) : 令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証

※県伴走(物価高) : 物価高騰対策等総合支援特別融資保証

■ 補助金額

対象融資の借入に係る信用保証料の全額 (100万円上限)

■ 申請書類

以下の書類を郵送等でご提出ください。

- (1)七尾市能登半島地震支援融資信用保証料補助金申請書 (様式第1号)
- (2)石川県信用保証協会が発行する信用保証書の写し
- (3)登記事項証明書の写し (法人)、住民票の写し (個人事業主)
- (4)七尾市能登半島地震支援融資信用保証料補助金請求書 (様式第3号)

■ 申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

TEL : 0767-53-8565 メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp

七尾市HP
QRコード

